



2026 年 10 月 28 日

各 位

会社名 新都ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚本 明輝
(コード番号：2776 東証スタンダード)
問合せ先 管理本部 長井 司
電話 03-5980-7002

連結子会社に対する債権放棄に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の連結子会社である栄新商事株式会社（以下「栄新商事」といいます。）に対する債権を放棄することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 債権放棄の理由

当社は、2026 年 10 月 28 日付「連結子会社の異動（株式譲渡）に関するお知らせ」に記載のとおり、当社が保有する栄新商事の普通株式 5,600 株の全部を、同社の会長である福田卓也氏（以下「福田氏」といいます。）に譲渡し、栄新商事との親子会社関係を解消することを決議しております。

本件株式譲渡は、栄新商事の連結子会社化後に明らかとなった経営管理上の課題、同社の今後の事業運営に関する意向及び当社グループの今後の事業方針等を総合的に検討した結果、同社が独立した経営管理体制の下で事業を継続することが適切であると判断したことによるものです。

一方、本件株式譲渡に関する協議において、栄新商事及び福田氏から、当社が栄新商事に対して有する業務委託料請求債権 66,877,800 円の放棄することが、株式譲渡契約の締結に応じるための条件として提示されました。すなわち、当該債権の放棄に応じない場合には、本件株式譲渡契約の締結に応じないとの意向が示されておりました。

このため、当社が栄新商事との親子会社関係を解消するためには、本件株式譲渡を実現することが必要であり、その実現に向けては、福田氏側から提示された当該債権放棄の条件を受け入れる必要がありました。

当社は、これらの事情を踏まえ、本件株式譲渡による親子会社関係の解消を実現するために、当該債権の放棄を受け入れたうえで、本件株式譲渡を実施することが適切であると判断し、栄新商事に対する業務委託料請求債権 66,877,800 円を放棄することを決定いたしました。

なお、本件株式譲渡の対価は 448,000,000 円であり、当該債権放棄額 66,877,800 円は株式譲渡対価に含まれておりません。当該債権放棄は、株式譲渡対価とは別に実施するものです。

以上の経緯から、当社は、本件株式譲渡に関連する取引条件の一環として、栄新商事に対する業務委託料請求債権 66,877,800 円を放棄することを決定いたしました。

2. 当社子会社の概要

商号	栄新商事株式会社
事業内容	スクラップ回収、金属・非金属の収集・輸出入、加工販売、金属スクラップ卸売業、金属溶接加工業
設立年月日	2008年4月9日
本店所在地	京都府宇治市広野町八軒屋谷16-2
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大畑弘義
資本金の額	70,000千円
発行済株式数	11,000株
事業年度の末日	3月31日
従業員	33名(単体)(2026年7月31日現在)
主要取引先	三祥貿易, 和光金属㈱、㈱鈴木商事
大株主及び持株比率	当社 50.9% 福田卓也 49.1%
当事会社間の関係等	資本関係：当社が当該会社の普通株式5,600株を保有しております。
	人的関係：該当事項はありません。
	取引関係：過年度に生じた債権に係る未収入金取引があります。 なお、当社連結子会社である龍一商事㈱との間で、金属リサイクル事業に係る仕入及び売上取引があります。
	関連当事者への該当状況：栄新商事は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

3. 当該連結子会社に対する債権の種類及び金額

債権の種類	金銭債権（業務委託料請求債権）
債権の金額（円）	66,877,800
実施日	2026年10月29日（予定）

4. 今後の見通し

本件債権放棄により、当社の2027年1月期第3四半期連結決算において、債権放棄損66,877,800円を計上する予定です。

なお、本件債権放棄が2027年1月期の当社連結業績及び個別業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、業績予想の修正が必要となる場合には速やかにお知らせいたします。

以上